

普通預金口座を新規開設されるお客さまへ

青い森信用金庫

## 「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、残高が少なく長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、「未利用口座管理手数料」を新設し、2021年1月4日以降に新規開設いただく普通預金口座から適用させていただくことと致しました。

本手数料はあくまで、2021年1月4日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、通常の入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの普通預金口座が対象となることはありません。

なお、普通預金口座には貯蓄預金および無利息型普通預金も含まれます。

### 【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

以下①～⑤のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。	
①	2021年1月4日以降に開設された普通預金口座であること。
②	最後のお預入れまたは払戻し(普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座であること。
③	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
④	同一支店で、定期性預金・投資信託・国債等の預かり金融資産のお取引が無いこと。
⑤	同一支店でお借入れが無いこと。

※紛失・盗難などによりご利用を停止されている普通預金口座も対象となります。

### 【未利用口座管理手数料のご案内について】

○お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所に「ご案内」をさせていただきます。※「ご案内」が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

○「ご案内」をさせていただいてから、一定期間(約3ヶ月)経過後もお取引がない場合に、年間1,200円(消費税別)の手数料を対象口座から引き落しいたします。

○なお、手数料の対象となったお客さまにおかれましては、口座利用によるお取引の再開または今後ご利用予定のない場合は、不正利用防止の観点から解約をご検討ください。

### 【口座の自動解約について】

○対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、同口座を自動的に解約させていただきます。

○ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却および解約させていただいた口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お近くのお取引店までお問い合わせください。

以上

R2020-58